

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「都市」との交流による農山村地域再生プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

日立市

3 地域再生計画の区域

日立市の一部（高原・黒坂地区）

4 地域再生計画の目標

日立市は、茨城県の北東部に位置し、臨海部一帯は古くから国内有数の企業を核とする工業地域となっている。一方、変化に富んだ海岸線と豊かな緑を有する山々に囲まれ、北西部の比較的急峻な山間地域が市域の約6割強を占めている。また、市の北端に位置する平成16年11月1日に合併した旧十王町の区域は、区域のほぼ中央を流れる十王川の豊富な水源を利用した田園地域、阿武隈山地の南端部となる多賀山地に隣接した里山など、豊かでゆとりある自然環境も有している。

こうした山と海に囲まれた豊かな大地・旧十王町の区域は、古く縄文の時代から人々が暮らしてきており、それを物語る「十王台遺跡」などから出土する弥生後期のものとされる「十王台式土器」は、学術の分野でも貴重な資料とされている。また、旧十王町の最西端、黒坂地区にそびえる豎破山は、常陸五山の一つとされ、巨岩・奇石の名所のほか、「いばらき」の地名の由来になったとされる伝説の山として知られている。海に目を転じれば、「日本の白砂青松百選」にも選ばれている伊師浜海岸が、その北側には国の天然記念物に指定されている「イブキ樹叢」が、さらには長良川をはじめ全国の鵜飼いにウミウを供給する、全国で唯一のウミウの捕獲場がある。この捕獲場のある伊師浜国民休養地内には、18年連続、国民宿舎としての宿泊利用率全国一を誇る「国民宿舎鵜の岬」がある。このほか、近くの太平洋に面した小高い丘には、日本の衛星通信のさきがけとなった国際電電（現 KDDI）茨城宇宙通信実験所（平成19年3月閉鎖）があり、ケネディー米国大統領の暗殺を日本全土に伝えたのは有名である。

かつて、旧十王町の産業は、稲作と野菜づくりを中心とする比較的小規模経営の農業と、常磐炭田の南端に位置する炭鉱による石炭産業であった。農業は、水田の減反政策によりその一部が畑へ変わる一方、農業収入の減少、耕作者の高齢化や担い手不足などにより、耕作されずに荒れる農地も目立ち始めている。

また、産業構造の変化やエネルギー政策の変革に伴って、昭和40年代に入り、エネ

ルギー資源が石炭から石油へと変わる中、県内の炭鉱も次々と閉山になっていった。多くの住民が働く、町にあった炭鉱が昭和48年に閉山すると、人口の流出とともに隣接する工都日立市にある大企業への転職など、就労の場が大きく変化した。その後、旧十王町の平坦部は、工業団地の造成や工都日立市のベッドタウンとしての住宅団地の造成などにより人口の定着が進むとともに、農業経営も農地の集団化や栽培作物の多様化が進んできた。

一方、山間地である当該高原・黒坂地区は、山あいの平坦部に集落が点在し、地区の大半を占める森林と、そこから湧き出す水が十王川の清流となって地区の中心を流れ、その近くに広がる水田と畑における野菜づくりが中心の山間農村地区である。この地区の農業経営は、地形的な制約から非常に小規模なものであり、農作業も効率的なものとはいえず、そのため、ほとんどの農家が地区外で就労する兼業農家となっている。また、農業の担い手である若者の地区外への流出などにより耕作されなくなった農地も少なくない。かつては、この地区においてもこんにゃく芋の栽培が盛んに行われていたが、現在では安価な海外産の輸入などにより、ごくわずかに栽培されているにすぎない。こうした状況から、近年地域の活性化を図ろうとする新たな取り組みとして、「大核無柿」や「蜂屋柿」などの栽培を地区ぐるみで取り組んでいる。しかし、20年前に比べ4割強もの人口減による過疎化と急速な高齢化、担い手不足などが進み、これらに伴う農業経営の衰退と地区内のコミュニティ活動の支障も危惧されており、地域の活性化は急務となっている。

高原・黒坂地区では、少子化による児童・生徒の減少が他の地区にもまして急速に進んでいる。このような中、この地区にあった高原小学校は、平成19年3月をもって廃校となり、地域コミュニティの活動拠点となっていた学校施設を地域の活性化に活用できないかとの声が、地域住民の意向として出されている。

このため、廃校となった学校施設を地域主体の運営体制による農林業・自然体験施設として整備し、自然豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による事業展開を推進することで、廃校となった施設や耕作放棄地の有効活用と、都市との交流による地域の活性化を図るものである。

(目標1)

交流人口の拡大 年間 3,700名の増

(目標2)

耕作放棄地解消に向けた農地の有効活用

耕作放棄地の活用 3,000平方メートル

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成19年3月をもって廃校となった高原小学校の施設を活用して、農林業・自然体験施設を整備し、住民主体の農林業体験事業等を展開することで、都市と農山村地域住民との交流促進を図り、地域の活性化を目指すものである。

特に、農林業体験事業等を展開することで、耕作放棄地の有効活用と環境保全、農産物の生産拡大等の農業振興のみならず、意欲ある人材の発掘や育成が図られ、さまざまな分野からの地域活性化に向けた新たな可能性が生まれるものと期待される。

また、都市部との交流を促進する上では、二地域居住や団塊の世代の意欲ある人材を地域へ取り込むための取り組み及び農産物の生産拡大につながる取り組みを重点的に展開するものである。

さらに、地域住民が施設運営や体験事業に強く関わることによって、地域の特色を生かした地域の創意工夫による事業展開を目指すとともに、地域コミュニティ意識の強化につなげようとするものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流連携推進」「地域の産業活性化」の各プログラムに位置づけられている支援措置

支援措置の番号及び名称

【番号】B1002

【名称】農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(2) 事業の概要

当事業は、廃校を転用し農林業・自然体験型の体験・交流施設に改修し、当該施設を拠点として周辺の耕作放棄地や豊かな自然環境を活用し、農作物の栽培・収穫体験事業、また、竹炭焼きやこんにゃく、味噌づくりなどの加工体験事業、さらに、ハイキングや山野草観察などの自然体験事業を展開するものである。

施設の管理運営や体験事業の実施は、地域住民で構成された運営組織を中心として実施する。

[施設構成]

- ① 校舎 昭和40年度建設 793 m²
 - ・宿泊体験施設（管理事務所・研修室・厨房・食堂・談話室・浴室等）とする。
- ② 屋内運動場 昭和57年度建設 538 m²
 - ・宿泊者及び少年団・青少年団体等のスポーツ・レクレーション施設として使用
- ③ 屋外運動場 3,316 m²
 - ・屋外体験事業として使用
- ④ その他プール、自然池
 - ・利活用方針を検討

[事業期間]

平成20年度から平成22年度

[事業内容]

- ア 施設の整備計画の立案（基本・実施設計）
- イ 校舎の改修・耐震補強工事及び外構工事
- ウ 施設運営用備品等の購入
- エ 体験事業の企画・立案及び広報活動

(3) 支援措置の適用条件

地域活性化計画の提出

[高原地区活性化計画]

① 活性化計画の区域

日立市十王町大字高原及び大字黒坂の区域

区域面積 4,430ha（高原：3,750ha、黒坂：680ha）

② 計画の目標

高原地区に農林業・自然体験施設を整備し、豊かな自然とやすらぎに満ちた農山村空間などの地域資源を活かした住民主体の体験事業を展開することで、農林業者と都市住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。

具体的には、施設利用及び体験事業参加により平成22年度には年間3,700人の交流人口の増加を目標とする。

③ 計画期間

平成20年度から平成22年度

④ 計画主体

日立市

⑤ 活性化計画の目標と事業の関連性

当該施設を整備し、当施設を拠点として、各種体験事業や地域食材を利用し

た食事の提供を行い、さらに、これら事業を地域住民自らの創意工夫で実施することによって、市内外から体験希望者等呼び込み、交流人口の増加及び地域住民との交流を促進し、地域の活性化を図ることができる。

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 他の観光資源との連携

市内にある豊かな観光資源との連携を図り、入込者の積極的な滞在を推進するとともに、人材育成や人材交流を推進し、域内観光の質的向上を図る。

(2) 地域に根ざした事業の構築

当事業は、都市と農山村の交流による農山村地域の活性化事業であり、地域の事業として根付くことが重要である。

そのためにも、多くの人に参加し、継続的に事業が実施できるよう、多種・多様なPR活動や企業・団体との連携を推進する運営体制づくりが必要である。

(3) 高原小学校の転用

[事業の概要]

廃校となった高原小学校について、日立市が無償による転用を行い自然体験型の体験・交流施設として利活用する。

高原小学校を転用することにより、高原・黒坂地区への交流人口の拡大と耕作放棄地解消に向けた取り組みの促進を図り、地域活性化に向けた新たな可能性の創出と地域コミュニティ意識の強化につなげるものである。

[施設の利用内容（補助対象施設）]

- ① 校舎 昭和40年度建設 793 m²
 - ・宿泊体験施設とする。
- ② 屋内運動場 昭和57年度建設 538 m²
 - ・スポーツ・レクレーション施設として使用する。

[改修時期]

平成20年10月から平成21年5月予定

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成23年3月末

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に状況を把握・公表し、地域再生計画の成果について総合的な検証を行う。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし